

議案第4号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成17年9月21日

沖縄県教育委員会

## 沖縄県教育機関組織規則の一部を改正する規則

### 沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表沖縄県立図書館宮古分館の項中「平良市東仲42番地」を「宮古島市平良字東仲宗根42番地」に改め、沖縄県立図書館八重山分館の項中「石垣市登野城74番地」を「石垣市字登野城74番地」に改める。

### 附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

## 概要説明

総務課

### 1 改正の理由

宮古島市設置等に伴う改正

### 2 改正案の概要

第3条第1項の沖縄県立図書館宮古分館の位置を「平良市東仲42番地」を「宮古島市平良字東仲宗根42番地」に改め、沖縄県立図書館八重山分館の位置を「石垣市登野城74番地」を「石垣市字登野城74番地」に改める。

### 3 添付資料

新旧対象表

沖縄県立教育機関組織規則新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>(教育事務所)  <b>第3条</b> 沖縄県立図書館(以下「図書館」という。)に、その事務の一部を分掌させるため、分館を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="462 1120 662 2072"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立図書館宮古分館</td> <td></td> <td>宮古島市平良字東仲宗根</td> <td>42番地</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立図書館八重山分館</td> <td></td> <td>石垣市宇登野城</td> <td>74番地</td> </tr> </tbody> </table>	名	称	位	置	沖縄県立図書館宮古分館		宮古島市平良字東仲宗根	42番地	沖縄県立図書館八重山分館		石垣市宇登野城	74番地	<p>(教育事務所)  <b>第3条</b> 沖縄県立図書館(以下「図書館」という。)に、その事務の一部を分掌させるため、分館を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="462 141 662 1120"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立図書館宮古分館</td> <td></td> <td>平良市東仲</td> <td>42番地</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立図書館八重山分館</td> <td></td> <td>石垣市登野城</td> <td>74番地</td> </tr> </tbody> </table>	名	称	位	置	沖縄県立図書館宮古分館		平良市東仲	42番地	沖縄県立図書館八重山分館		石垣市登野城	74番地
名	称	位	置																						
沖縄県立図書館宮古分館		宮古島市平良字東仲宗根	42番地																						
沖縄県立図書館八重山分館		石垣市宇登野城	74番地																						
名	称	位	置																						
沖縄県立図書館宮古分館		平良市東仲	42番地																						
沖縄県立図書館八重山分館		石垣市登野城	74番地																						

(注) 対照箇所アンダーラインを引くこと。